

四半期報告書

(第24期第3四半期)

日本オラクル株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

目 次

| | 頁 |
|---------------------------|----|
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【企業情報】 | 2 |
| 第1 【企業の概況】 | 2 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 2 |
| 2 【事業の内容】 | 3 |
| 3 【関係会社の状況】 | 3 |
| 4 【従業員の状況】 | 3 |
| 第2 【事業の状況】 | 4 |
| 1 【生産、受注及び販売の状況】 | 4 |
| 2 【経営上の重要な契約等】 | 5 |
| 3 【財政状態及び経営成績の分析】 | 5 |
| 第3 【設備の状況】 | 9 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 10 |
| 1 【株式等の状況】 | 10 |
| 2 【株価の推移】 | 26 |
| 3 【役員の状況】 | 27 |
| 第5 【経理の状況】 | 28 |
| 1 【四半期財務諸表】 | 29 |
| 2 【その他】 | 41 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 42 |

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年4月13日

【四半期会計期間】 第24期第3四半期（自平成20年12月1日至平成21年2月28日）

【会社名】 日本オラクル株式会社

【英訳名】 ORACLE CORPORATION JAPAN

【代表者の役職氏名】 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山2丁目5番8号

【電話番号】 03(6834)6666

【事務連絡者氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山2丁目5番8号

【電話番号】 03(6834)6666

【事務連絡者氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

| 回次 | 第24期 第3四半期累計期間 | 第24期 第3四半期会計期間 | 第23期 |
|----------------------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | 自平成20年6月1日 至平成21年2月28日 | 自平成20年12月1日 至平成21年2月28日 | 自平成19年6月1日 至平成20年5月31日 |
| 売上高 (百万円) | 85,562 | 27,573 | 114,112 |
| 経常利益 (百万円) | 28,137 | 10,340 | 39,130 |
| 四半期(当期)純利益 (百万円) | 16,387 | 6,020 | 23,057 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (百万円) | | | |
| 資本金 (百万円) | | 22,290 | 22,282 |
| 発行済株式総数 (千株) | | 127,091 | 127,087 |
| 純資産額 (百万円) | | 77,669 | 83,153 |
| 総資産額 (百万円) | | 108,105 | 119,042 |
| 1株当たり純資産額 (円) | | 608.06 | 652.44 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益 (円) | 128.95 | 47.37 | 181.47 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円) | 128.93 | | 181.39 |
| 1株当たり配当額 (円) | 70 | | 173 |
| 自己資本比率 (%) | | 71.5 | 69.7 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 15,832 | | 22,815 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 18,595 | | 14,202 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 21,984 | | 21,477 |
| 現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円) | | 7,194 | 31,942 |
| 従業員数 (名) | | 2,225 | 2,135 |

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表は作成しておりませんので、連結経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 当第3四半期会計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については希薄化効果を有している潜在株式がないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社および当社が属する企業グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年2月28日現在

| | |
|---------|-------|
| 従業員数(名) | 2,225 |
|---------|-------|

(注) 1 上記従業員は就業人員であり、他社への出向社員(1名)を含まず、他社からの出向社員(331名)、嘱託社員(1名)を含んでおります。

2 上記従業員のうち、買収製品等の取引窓口を行っている日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社からの出向社員は327名です。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

| 事業部門別の名称 | 生産高(百万円) |
|-------------------|----------|
| アップデート&プロダクト・サポート | 14,887 |
| アドバンスト・サポート | 779 |
| エデュケーションサービス | 547 |
| コンサルティングサービス | 2,615 |
| 合計 | 18,829 |

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社の生産業務の内容は、アップデート&プロダクト・サポート、アドバンスト・サポート、エデュケーションサービスおよびコンサルティングサービスといったサービス業務であり、個別受注生産の占める割合が僅少であるため、受注状況の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

| 事業部門別の名称 | 販売高(百万円) |
|-------------------|----------|
| ソフトウェア関連 | |
| データベース&ミドルウェア | 7,750 |
| ビジネス・アプリケーション | 993 |
| ソフトウェアプロダクト小計 | 8,744 |
| アップデート&プロダクト・サポート | 14,887 |
| ソフトウェア関連計 | 23,631 |
| サービス | |
| アドバンスト・サポート | 779 |
| エデュケーションサービス | 547 |
| コンサルティングサービス | 2,615 |
| サービス計 | 3,942 |
| 合計 | 27,573 |

- (注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

| 相手先 | 当第3四半期会計期間 | |
|---------|------------|-------|
| | 販売高(百万円) | 割合(%) |
| 日本電気(株) | 2,788 | 10.1 |

- 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成21年4月13日）現在において当社が判断したものであります。また、当事業年度は四半期報告書制度の導入初年度であるため、比較、分析に用いた当四半期会計期間に対応する前事業年度の四半期会計期間の数値は、独立監査人による四半期レビューを受けておりません。そのため、前年同四半期増減額および増減率は参考として記載しております。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社の四半期財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表等の作成にあたっては、各決算日における資産および負債の金額、各報告期間における収益および費用の金額に影響を与えるような仮定、見積り、判断を必要とします。過去の経験や状況に応じ合理的と判断した入手可能な情報に基づいた仮定、見積り、判断であっても、仮定あるいは条件の変化により、実際の結果と異なる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

業績の状況

当第3四半期会計期間（自平成20年12月1日至平成21年2月28日、以下「当第3四半期」という。）における日本国内の経済環境は、米国の金融危機に端を発する景気の急減速が世界中に波及し、外需の減速に伴う企業収益の減少や雇用情勢の急速な悪化を招くなど、景気後退がより顕著となりました。

このような状況の中、当社は基礎となるデータベース、様々な情報システムを連携させるフュージョン・ミドルウェア、そして企業活動に必要な様々な機能を提供するビジネス・アプリケーションまでを一貫して提供できるソフトウェアベンダーとして、お客様のビジネス上の課題を解決し、成長を支援する製品やサービスを提供してまいりました。

平成20年9月には新本社ビル「オラクル青山センター」に事業拠点の集約を完了、経営効率の向上に注力しコスト削減に取り組んでまいりました。また、平成20年10月には、販売パートナーとの連携の強化、成長領域の市場開拓、お客様視点に立った営業体制の確立、製品事業の強化を目的として、全社的な組織変更を伴う改革に着手し、抜本的な営業体制の見直しと人的リソースの再配置を進めてまいりました。これら施策に基づき、現状の問題把握・課題の精査・優先順位を明確にするとともに、各責任者のもとアクション・プランを実行し、施策の実施とモニタリングを継続してまいりました。

売上高

売上高は27,573百万円となり、前第3四半期期間（以下、「前年同期」）比641百万円、2.3%減となりました。各部門別の概況は以下のとおりです。

[ソフトウェア関連]

ソフトウェア関連部門の売上高は23,631百万円（前年同期比32百万円、0.1%減）となりました。ソフトウェア関連部門は、以下に記載の(i)ソフトウェアプロダクトおよび(ii)アップデート&プロダクトサポートの2部門で構成されます。

(i) ソフトウェアプロダクト

新規のソフトウェアライセンスの販売を行う、ソフトウェアプロダクトの売上高は8,744百万円（前年同期比2,411百万円、21.6%減）となりました。データベース&ミドルウェアおよびビジネス・アプリケーションの各部門の状況は次のとおりです。

(A) データベース&ミドルウェア

売上高は7,750百万円（前年同期比2,200百万円、22.1%減）となりました。

データベース管理ソフトおよびミドルウェアの新規ライセンス販売を主力とする当部門では、経営環境が激しく変化する状況下において機動的な財務政策や経営管理を可能とするEPM製品やBI製品、アプリケーションサーバ等のミドルウェアが買収製品等を中心に大幅に増加しました。また、「コスト削減」「見える化」「効率化」など導入効果を実感できるソリューションの需要は底堅く推移いたしました。しかし、経済環境の悪化に伴い、IT投資の延期や凍結の影響を受け、特にデータベースが減少いたしました。

(B) ビジネス・アプリケーション

売上高は993百万円（前年同期比211百万円、17.5%減）となりました。

当部門では、ERP、CRM、EPM、PLMや業界に特化したソリューションを提供する製品をそろえ、企業の経営課題を解決し、成長を支援する様々なソリューションを提供できる体制を強化してまいりました。経営効率化やコスト削減、営業活動効率化や強化に向けたIT投資への関心は高く、ERPやCRM等の案件を獲得し、さらにパッケージソフト導入によるコスト削減効果を訴求してまいりました。

- * ERP：統合基幹業務管理
- * CRM：顧客情報管理
- * EPM：統合業績管理
- * PLM：製品ライフサイクル管理

(ii) アップデート&プロダクトサポート

売上高は14,887百万円（前年同期比2,378百万円、19.0%増）となりました。

製品をご利用いただいているお客様に更新権や技術サポートの提供を行っている当部門では、既存の業務システムの運用を安定的に継続していきたいというお客様のニーズを確実に取り込み、厳しい経済環境下においても、引き続き高い契約率と更新率を維持いたしました。さらに新たな買収製品等への更新権や技術サポートの提供も加わったことで堅調に推移いたしました。

[サービス関連]

サービス関連部門の売上高は3,942百万円（前年同期比608百万円、13.4%減）となりました。サービス関連部門は、以下に記載の(i)アドバンスト・サポート、(ii)エデュケーションサービス、(iii)コンサルティングサービスの3部門で構成されます。

(i) アドバンスト・サポート

売上高は779百万円（前年同期比247百万円、46.6%増）となりました。

当社が顧客の情報システムの保守・運用管理を行う「Oracle On Demand」ならびに個々の顧客に合わせた先進的かつ予防的なサポートを提供する「Advanced Customer Services」ともに、システムの安定的な稼働と運用負荷の軽減を実現でき、費用対効果も大きいことが顧客から評価され、案件数は着実に増加いたしました。これらの結果、当部門は大幅な増収となりました。

(ii) エデュケーションサービス

売上高は547百万円（前年同期比66百万円、10.9%減）となりました。

買収製品等の新しい研修プログラムの提供を継続し、企業の技術者育成需要を確実に取り込んだことに加え、製品利用者向けのサービスも強化いたしました。また、Oracle Master等の資格取得は、現在の厳しい経済環境下において自らのスキルやキャリアアップを目指す技術者の関心が高く、売上高、資格取得者数とも堅調に推移いたしました。企業からの研修受注が鈍化いたしました。

(iii) コンサルティングサービス

売上高は2,615百万円（前年同期比789百万円、23.2%減）となりました。

ビジネス・アプリケーション製品の主要な大規模プロジェクトの導入支援が終了し、また、景況感の悪化による投資の見直しなどの影響を受けました。

営業利益

営業利益は10,340百万円（前年同期比1,032百万円、11.1%増）となりました。

売上原価においては、ソフトウェア関連において特に買収製品等の売上増加に伴い、ロイヤルティ金額が増加しましたが、業務委託費の削減を進めた結果、売上原価率が低下いたしました。販売費及び一般管理費においては、人件費や広告宣伝費等の削減により、本社ビルの減価償却費や移転関連費用等が増加いたしました。営業利益率は37.5%と前年同期比上昇いたしました。

営業外損益および経常利益

経常利益は10,340百万円（前年同期比941百万円、10.0%増）となりました。

四半期純利益

四半期純利益は6,020百万円（前年同期比570百万円、10.5%増）となりました。

事業構造改善費用（108百万円）を特別損失として計上いたしました。

(3) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、108,105百万円（平成20年5月期末比10,936百万円減）となりました。純資産は77,669百万円（平成20年5月期末比5,484百万円減）となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、2,987百万円となりました。これは、税引前四半期純利益（10,207百万円）の計上、仕入債務の増加（2,301百万円）等のキャッシュ・インの一方で、法人税等の中間納付（7,933百万円）を実施したことなどによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、25,012百万円となりました。これはオラクル・コーポレーション（当社の親会社）の子会社であるOracle USA, Inc. への短期貸付け（25,515百万円）の実施などの結果によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、8,907百万円となりました。これは主に配当金の支払によるものであります。

以上の結果、当第3四半期末における現金及び現金同等物は7,194百万円（第2四半期末比30,932百万円減）となりました。

(5) 対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、本社移転に伴い、旧賃借オフィスにかかる建物附属設備、器具備品を除却しました。この結果、「固定資産除却損」26百万円を特別損失として計上しております。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、第2四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 511,584,909 |
| 計 | 511,584,909 |

【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年2月28日) | 提出日現在 発行数(株)(注1) (平成21年4月13日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|-------------------------------------|------------------------------------|------|
| 普通株式 | 127,091,571 | 127,091,571 | 東京証券取引所 市場第一部 | (注)2 |
| 計 | 127,091,571 | 127,091,571 | — | — |

(注) 1 「提出日現在発行数」には、提出日の属する月（平成21年4月1日から当四半期報告書提出日まで）に新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。）により発行された株式数は含まれておりません。

2 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成14年9月24日取締役会決議)

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日) |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 1,723個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 172,300株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 3,870円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年10月1日から平成24年8月21日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1株当たり発行価格 3,870円 1株当たり資本組入額 1,935円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失および権利行使した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、発行日以降に時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,870円は発行日(平成14年10月1日)の属する月の前月(平成14年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,870円と発行日の終値3,380円との比較により、3,870円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成15年9月24日取締役会決議)

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日) |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 1,895個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 189,500株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 5,931円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年10月1日から平成25年8月21日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1株当たり発行価格 5,931円 1株当たり資本組入額 2,966円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成15年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,931円は発行日(平成15年10月1日)の属する月の前月(平成15年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,931円と発行日の終値5,710円との比較により、5,931円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ)平成16年8月25日定時株主総会決議(平成16年9月28日取締役会決議)

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日) |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 1,889個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 188,900株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 5,583円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年10月1日から平成26年8月25日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1株当たり発行価格 5,583円 1株当たり資本組入額 2,792円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,583円は発行日(平成16年10月1日)の属する月の前月(平成16年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,583円と発行日の終値5,500円との比較により、5,583円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(二)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日) |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 2,276個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 227,600株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 5,000円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年10月1日から平成27年8月24日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1株当たり発行価格 5,000円 1株当たり資本組入額 2,500円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成17年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,000円は発行日の属する月の前月(平成17年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,840円と発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日、すなわち平成17年9月30日)の終値5,000円との比較により、5,000円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
平成19年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成21年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ホ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第2回分(平成18年3月23日取締役会決議)

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日) |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 30個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 3,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 5,760円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年10月1日から平成27年8月24日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1株当たり発行価格 5,760円 1株当たり資本組入額 2,880円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年3月23日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ニ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額5,760円は発行日(平成18年3月23日)の属する月の前月(平成18年2月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,659円と発行日の終値5,760円との比較により、5,760円としたものであります。
- 3 「(ニ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)3に同じであります。
- 4 「(ニ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(へ)平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日) |
|---|---------------------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 2,414個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 241,400株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 5,490円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年12月25日から平成28年8月29日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5 | 1株当たり発行価格 7,222円 1株当たり資本組入額 3,611円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,490円は発行日(平成18年12月25日)の属する月の前月(平成18年11月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,419円と発行日の終値5,490円との比較により、5,490円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
平成20年12月25日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成22年12月25日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額5,490円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,732円を合算しております。

(ト)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日) |
|---|---------------------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 2,530個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 253,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 5,240円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年10月15日から平成29年8月29日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5 | 1株当たり発行価格 6,725円 1株当たり資本組入額 3,363円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成19年10月12日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,240円は発行日(平成19年10月15日)の属する月の前月(平成19年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,104円と発行日の終値5,240円との比較により、5,240円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
平成21年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成23年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額5,240円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,485円を合算しております。

(チ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成20年6月27日取締役会決議)

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日) | |
|---|------------------------------|--------|
| 新株予約権の数(注)1 | 340個 | |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります | |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 34,000株 | |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 4,679円 | |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年6月30日から平成29年8月29日まで | |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5 | 1株当たり発行価格 | 5,572円 |
| | 1株当たり資本組入額 | 2,786円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 | |
| 代用払込みに関する事項 | — | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | |

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年6月27日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ト)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額4,679円は発行日(平成20年6月30日)の属する月の前月(平成20年5月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,679円と発行日の終値4,330円との比較により、4,679円としたものであります。
- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
平成22年6月30日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成24年6月30日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 「(ト)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,679円と新株予約権付与時における公正な評価単価893円を合算しております。

(リ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日) |
|---|---------------------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 2,956個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 295,600株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 4,787円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年10月15日から平成30年9月30日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5 | 1株当たり発行価格 5,523円 1株当たり資本組入額 2,762円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年9月30日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,787円は発行日(平成20年10月15日)の属する月の前月(平成20年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,787円と発行日の終値4,110円との比較により、4,787円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
平成22年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成24年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,787円と新株予約権付与時における公正な評価単価736円を合算しております。

(ヌ)平成20年8月22日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成20年12月23日取締役会決議)

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日) | |
|---|------------------------------|--------|
| 新株予約権の数(注)1 | 50個 | |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります | |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 5,000株 | |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 3,819円 | |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年1月15日から平成30年12月23日まで | |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5 | 1株当たり発行価格 | 4,469円 |
| | 1株当たり資本組入額 | 2,235円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 | |
| 代用払込みに関する事項 | — | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | |

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年12月23日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(リ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額3,819円は発行日(平成21年1月15日)の属する月の前月(平成20年12月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,819円と発行日の終値3,640円との比較により、3,819円としたものであります。
- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
平成23年1月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成25年1月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 「(リ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額3,819円と新株予約権付与時における公正な評価単価650円を合算しております。

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション

(イ)平成11年8月25日定時株主総会決議

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | — |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 202,050株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 11,132円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成13年10月1日から平成21年8月25日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1株当たり発行価格 11,132円 1株当たり資本組入額 5,566円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成11年8月25日開催の第14回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額または権利付与日(ただし、取引が成立しない場合は、直近の取引成立日)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,132円は権利付与日(平成11年10月1日)の属する月の前月(平成11年9月)の各日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額15,365円と、権利付与日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格16,700円との比較により決定された発行価額16,700円を、平成12年4月28日付の有償一般募集による新株の発行価額が時価を下回ったことによる調整を行い、さらに平成12年7月19日付にて実施した株式分割(1株:1.5株)の比率で調整した金額であります。

- 3 (1) 権利を付与された者(以下、「権利者」という)は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と権利者との間で締結する新株引受権付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。権利付与日の2年後の応当日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。ただし、単位株未満の端数が生じた場合は、に繰り越すものとする。権利付与日の4年後の応当日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ)平成12年8月24日定時株主総会決議

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日) |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の数 | — |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 151,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 28,205円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成14年10月1日から平成22年8月24日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1株当たり発行価格 28,205円 1株当たり資本組入額 14,103円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成12年8月24日開催の第15回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

- 2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

28,205円は権利付与日(平成12年10月1日)の属する月の前月(平成12年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値28,205円と権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近の取引日、すなわち平成12年9月29日)の終値24,880円との比較により、28,205円としたものであります。

- 3 (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
平成14年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成16年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ)平成13年8月23日定時株主総会決議

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | — |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 211,500株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 11,780円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成15年10月1日から平成23年8月23日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1株当たり発行価格 11,780円 1株当たり資本組入額 5,890円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

- 2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,780円は権利付与日(平成13年10月1日)の属する月の前月(平成13年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値9,844円と権利付与日の終値11,780円との比較により、11,780円としたものであります。

- 3 (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
平成15年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成17年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

当第3四半期会計期間において、発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減はありません。

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|---------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成20年12月1日～ 平成21年2月28日 | — | 127,091,571 | — | 22,290 | — | 33,728 |

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年11月30日現在の株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年11月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|---------------------------|-----------|----|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 3,400 | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 126,478,600 | 1,264,786 | — |
| 単元未満株式 | 普通株式 609,571 | — | — |
| 発行済株式総数 | 127,091,571 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 1,264,786 | — |

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,400株(議決権の数34個)含まれております。

【自己株式等】

平成20年11月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|------------------------|-----------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 日本オラクル株式会社 | 東京都港区北青山二丁目5番8号 | 3,400 | — | 3,400 | 0.0 |
| 計 | — | 3,400 | — | 3,400 | 0.0 |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成20年 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 平成21年 1月 | 2月 |
|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|
| 最高(円) | 4,580 | 4,550 | 4,790 | 5,020 | 4,990 | 4,810 | 3,990 | 3,950 | 3,570 |
| 最低(円) | 4,160 | 4,280 | 4,410 | 4,580 | 3,350 | 3,760 | 3,550 | 3,510 | 2,995 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

| 役名 | 職名 | 氏名 | 退任年月日 |
|-----|----|------|-------------|
| 取締役 | — | 東 裕二 | 平成20年12月31日 |

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間(平成20年12月1日から平成21年2月28日まで)及び当第3四半期累計期間(平成20年6月1日から平成21年2月28日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 当第3四半期会計期間末 (平成21年2月28日) | 前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年5月31日) |
|-------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 7,194 | 27,445 |
| 受取手形及び売掛金 | 13,684 | 16,726 |
| 有価証券 | - | 49,456 |
| 商品 | 3 | 4 |
| 短期貸付金 | 37,015 | - |
| その他 | 3,188 | 3,706 |
| 貸倒引当金 | 5 | 2 |
| 流動資産合計 | 61,082 | 97,336 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物(純額) | 16,729 | 392 |
| 土地 | 26,057 | - |
| その他(純額) | 1,888 | 17,558 |
| 有形固定資産合計 | 44,675 | 17,951 |
| 無形固定資産 | 67 | 7 |
| 投資その他の資産 | | |
| その他 | 2,293 | 3,762 |
| 貸倒引当金 | 12 | 15 |
| 投資その他の資産合計 | 2,280 | 3,747 |
| 固定資産合計 | 47,023 | 21,706 |
| 資産合計 | 108,105 | 119,042 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 6,891 | 4,720 |
| 未払金 | 2,989 | 2,942 |
| 未払法人税等 | 3,618 | 8,295 |
| 前受金 | 15,399 | 16,051 |
| 賞与引当金 | 626 | 1,528 |
| その他の引当金 | 25 | 565 |
| その他 | 794 | 1,785 |
| 流動負債合計 | 30,344 | 35,888 |
| 固定負債 | | |
| その他 | 91 | - |
| 固定負債合計 | 91 | - |
| 負債合計 | 30,436 | 35,888 |

(単位：百万円)

| | 当第3四半期会計期間末 (平成21年2月28日) | 前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年5月31日) |
|--------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 22,290 | 22,282 |
| 資本剰余金 | 33,728 | 33,720 |
| 利益剰余金 | 21,294 | 26,892 |
| 自己株式 | 17 | 14 |
| 株主資本合計 | 77,294 | 82,880 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 18 | 34 |
| 評価・換算差額等合計 | 18 | 34 |
| 新株予約権 | 393 | 238 |
| 純資産合計 | 77,669 | 83,153 |
| 負債純資産合計 | 108,105 | 119,042 |

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

| | 当第3四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成21年2月28日) |
|--------------|---|
| 売上高 | 85,562 |
| 売上原価 | 37,412 |
| 売上総利益 | 48,149 |
| 販売費及び一般管理費 | ※ 20,137 |
| 営業利益 | 28,012 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 22 |
| 有価証券利息 | 118 |
| その他 | 43 |
| 営業外収益合計 | 184 |
| 営業外費用 | |
| その他 | 58 |
| 営業外費用合計 | 58 |
| 経常利益 | 28,137 |
| 特別利益 | |
| 本社移転費用引当金戻入額 | 194 |
| 関係会社株式売却益 | 1 |
| 特別利益合計 | 196 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 387 |
| 投資有価証券売却損 | 1 |
| 事業構造改善費用 | 108 |
| 特別損失合計 | 497 |
| 税引前四半期純利益 | 27,836 |
| 法人税等 | 11,449 |
| 四半期純利益 | 16,387 |

【第3四半期会計期間】

(単位：百万円)

| | 当第3四半期会計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年2月28日) |
|------------|--|
| 売上高 | 27,573 |
| 売上原価 | 11,997 |
| 売上総利益 | 15,576 |
| 販売費及び一般管理費 | ※ 5,236 |
| 営業利益 | 10,340 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 0 |
| 有価証券利息 | 30 |
| その他 | 6 |
| 営業外収益合計 | 37 |
| 営業外費用 | |
| その他 | 36 |
| 営業外費用合計 | 36 |
| 経常利益 | 10,340 |
| 特別利益 | |
| 関係会社株式売却益 | 1 |
| 特別利益合計 | 1 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 26 |
| 事業構造改善費用 | 108 |
| 特別損失合計 | 135 |
| 税引前四半期純利益 | 10,207 |
| 法人税等 | 4,187 |
| 四半期純利益 | 6,020 |

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | | 当第3四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成21年2月28日) |
|-------------------------|--|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前四半期純利益 | | 27,836 |
| 減価償却費 | | 960 |
| 株式報酬費用 | | 154 |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少) | | 0 |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少) | | △902 |
| その他の引当金の増減額 (△は減少) | | △345 |
| 受取利息及び受取配当金 | | △152 |
| 投資有価証券売却損益 (△は益) | | 1 |
| 関係会社株式売却損益 (△は益) | | △1 |
| 固定資産除売却損益 (△は益) | | 400 |
| 本社移転費用引当金戻入額 | | △194 |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | | 3,042 |
| たな卸資産の増減額 (△は増加) | | 0 |
| その他の流動資産の増減額 (△は増加) | | 530 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少) | | 2,171 |
| 未払金の増減額 (△は減少) | | 32 |
| 前受金の増減額 (△は減少) | | △652 |
| その他の流動負債の増減額 (△は減少) | | △1,080 |
| その他 | | 10 |
| 小計 | | 31,812 |
| 利息及び配当金の受取額 | | 76 |
| 法人税等の支払額 | | △16,056 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 15,832 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | | △29,965 |
| 有価証券の償還による収入 | | 63,500 |
| 有形固定資産の取得による支出 | | △28,070 |
| 無形固定資産の取得による支出 | | △48 |
| 投資有価証券の売却による収入 | | 3 |
| 関係会社株式の売却による収入 | | 20 |
| 短期貸付けによる支出 | | △25,515 |
| 差入保証金の差入による支出 | | △913 |
| 差入保証金の回収による収入 | | 2,303 |
| その他 | | 91 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △18,595 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 株式の発行による収入 | | 15 |
| 自己株式の取得による支出 | | △4 |
| 自己株式の売却による収入 | | 1 |
| 配当金の支払額 | | △21,997 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | △21,984 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | | △24,747 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | | 31,942 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | | ※1 7,194 |

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期会計期間(自 平成20年12月1日 至 平成21年2月28日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| 当第3四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成21年2月28日) |
|---|
| 会計処理の原則及び手続の変更 会計方針の変更 有形固定資産（コンピュータ類を除く）の減価償却方法については、従来、定率法によっておりましたが、第1四半期会計期間より定額法に変更いたしました。 この変更は、自社建物を取得し本社移転したことに伴い、減価償却方法の見直しを行った結果、変更後の減価償却方法による方が、安定的に収益を稼得するアップデート・プロダクトサポート売上が年々増加し全売上に占める割合が高まっている事業環境下において、費用収益をより合理的に対応させることになると判断し、行ったものであります。この変更による影響額は軽微であります。 |

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間(自 平成20年6月1日 至 平成21年2月28日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

| 当第3四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成21年2月28日) |
|--|
| 税金費用の計算 当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。 |

【追加情報】

| 当第3四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成21年2月28日) |
|---|
| 第1四半期会計期間より取得いたしました自社建物及び関連付属設備等につきましては定額法を採用することとしました。 |

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

| 当第3四半期会計期間末 (平成21年2月28日) | 前事業年度末 (平成20年5月31日) |
|-----------------------------|---------------------------|
| ※ 有形固定資産の減価償却累計額 2,657百万円 | ※ 有形固定資産の減価償却累計額 4,540百万円 |

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

| | |
|---|----------|
| 当第3四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成21年2月28日) | |
| ※ 販売費及び一般管理費の主なもの | |
| 従業員給与 | 7,689百万円 |
| 賞与引当金繰入額 | 405百万円 |

第3四半期会計期間

| | |
|--|----------|
| 当第3四半期会計期間 (自 平成20年12月1日 至 平成21年2月28日) | |
| ※ 販売費及び一般管理費の主なもの | |
| 従業員給与 | 2,564百万円 |
| 賞与引当金繰入額 | 405百万円 |

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

| | |
|--|----------|
| 当第3四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成21年2月28日) | |
| ※ 1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年2月28日現在) | |
| 現金及び預金 | 7,194百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 7,194百万円 |
| 2. 重要な非資金取引の内容 | |
| 当第3四半期会計期間において、オラクル・コーポ レーション(当社の親会社)の子会社であるOracle USA, Inc. に対し、短期貸付け(37,015百万円)を 行っております。なお、このうち11,499百万円につ いては、有価証券をOracle USA, Inc. に売却し、当 該売却代金を直接貸付けに充てております。 | |

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年2月28日)及び当第3四半期累計期間(自平成20年6月1日至平成21年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第3四半期会計期間末 |
|---------|-------------|
| 普通株式(株) | 127,091,571 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第3四半期会計期間末 |
|---------|-------------|
| 普通株式(株) | 3,542 |

3 新株予約権等に関する事項

| 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | 当第3四半期会計期間末残高 (百万円) |
|------------|--------------|------------------------|
| — | — | 393 |

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|---------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|-------|
| 平成20年7月25日 取締役会 | 普通株式 | 13,089 | 103 | 平成20年5月31日 | 平成20年8月25日 | 利益剰余金 |
| 平成20年12月23日 取締役会 | 普通株式 | 8,896 | 70 | 平成20年11月30日 | 平成21年2月9日 | 利益剰余金 |

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

記載すべき重要な変動はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

時価のあるその他有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比べて著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

重要性が乏しいため記載しておりません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

| 当第3四半期会計期間末 (平成21年2月28日) | 前事業年度末 (平成20年5月31日) |
|-----------------------------|------------------------|
| 608.06円 | 652.44円 |

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期累計期間

| 当第3四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成21年2月28日) | |
|---|---------|
| 1株当たり四半期純利益 | 128.95円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | 128.93円 |

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

| 項目 | 当第3四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成21年2月28日) |
|---|---|
| 1株当たり四半期純利益 | |
| 四半期損益計算書上の四半期純利益(百万円) | 16,387 |
| 普通株式に係る四半期純利益(百万円) | 16,387 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | — |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 127,087 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | |
| 四半期純利益調整額(百万円) | — |
| 普通株式増加数(千株) | 12 |
| (うち新株予約権(千株)) | (12) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要 | — |

第3四半期会計期間

| | |
|--|--------|
| 当第3四半期会計期間 (自 平成20年12月1日 至 平成21年2月28日) | |
| 1株当たり四半期純利益 | 47.37円 |

(注) 1 当第3四半期会計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については希薄化効果を有している潜在株式がないため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

| 項目 | 当第3四半期会計期間 (自 平成20年12月1日 至 平成21年2月28日) |
|-----------------------|--|
| 1株当たり四半期純利益 | |
| 四半期損益計算書上の四半期純利益(百万円) | 6,020 |
| 普通株式に係る四半期純利益(百万円) | 6,020 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | — |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 127,087 |

(重要な後発事象)

| |
|--|
| 当第3四半期会計期間 (自 平成20年12月1日 至 平成21年2月28日) |
| 該当事項はありません。 |

2 【その他】

平成20年12月23日開催の取締役会において、第24期（自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日）中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 8,896百万円

1株当たりの金額 70円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成21年2月9日

(注) 平成20年11月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、支払いを行っております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 4月13日

日本オラクル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 太 田 恵 子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 一 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第24期事業年度の第3四半期会計期間(平成20年12月1日から平成21年2月28日まで)及び第3四半期累計期間(平成20年6月1日から平成21年2月28日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成21年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年4月13日

【会社名】 日本オラクル株式会社

【英訳名】 ORACLE CORPORATION JAPAN

【代表者の役職氏名】 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠 藤 隆 雄

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野 坂 茂

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山2丁目5番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤隆雄および当社執行役 専務 最高財務責任者 野坂茂は、当社の第24期第3四半期（自 平成20年12月1日 至 平成21年2月28日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。